

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 27 号

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則（平成27年川西市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p><u>マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の規定に基づき、規則に委任された事項を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却の必要性の認定の</p>	<p><u>マンションの除却等の必要性の認定等に関する手続を定める規則</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の規定に基づき、規則に委任された事項<u>その他マンションの除却等の必要性の認定等に関する手続きについて必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却<u>等</u>の必要性の認定</p>

申請に係る添付書類等)

第2条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第102条第1項の規定による認定の申請を行う場合においては、省令第49条第1項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターその他の市長がマンションの地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認めた者が、当該申請に係るマンションについて、法第102条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とし、省令第49条第1項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

の申請に係る添付書類等)

第2条 省令第76条の25第1項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とし、同項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

- (1) 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターその他の市長がマンションの地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認めた者が、申請に係るマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第163条の56第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

<p>(マンションの容積率の特例の許可の申請に係る添付図書)</p> <p>第3条 <u>省令第52条第1項</u>の規定により市長が規則で定める図書は、<u>法第105条第1項</u>の許可の申請に係る次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>省令第50条</u>に規定する除却の必要性に係る認定通知書又はその写し</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p><u>2 省令第76条の25第2項第3号</u>の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>マンションの各階平面図</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>(マンションの容積率等の特例の許可の申請に係る添付図書)</p> <p>第3条 <u>省令第76条の30第1項</u>の規定により市長が規則で定める図書は、<u>法第163条の59第1項</u>の許可の申請に係る次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>省令第76条の28</u>に規定する除却等の必要性に係る認定通知書又はその写し</p> <p>(3)～(9) (略)</p>
---	--

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。